

広島県水道広域連合企業団管理規程第21号

広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第5号）別表に規定する広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び調査審議の手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第6号。以下「公開条例」という。）第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関

2 この規程において「行政文書」とは、公開条例第8条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。）をいう。

3 この規程において「保有個人情報」とは、保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以下で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、企業長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、そ

の職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、本部総務課において処理する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、

第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

（審議手続の非公開）

第11条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（他の法令との調整）

第13条 保護法第105条第3項において準用する同条第1項による諮問がなされた場合において、調査審議の手続については、第8条第4項、第9条、第10条及び第12条の規定にかかわらず、保護法及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。